

入札後審査方式制限付一般競争入札（事後審査型入札）公告共通事項

1. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 公的機関から指名停止処分を受け、入札公告日に指名停止中でないこと。

2. 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(2) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）及び登米市建設工事競争入札参加心得を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書様式に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に提出することができる。

ハ 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ニ 設計図書等の複写については、閲覧期間中、入札公告に示す場所において、設計図書等を有料で複写することができる。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

郵送による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3. 入札方法等

(1) 入札書の提出

イ 入札書の提出期限及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 入札書の提出は、配達証明付郵便により提出期限までに入札公告に示す入札書郵送先に到達しなければならない。

ハ 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、宛名、工事番号、工事名、工事場所、商号又は名称、及び差出人住所を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書在中と朱書きすることとする。

ニ 1つの外封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。

ホ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による入札書の提出は認めない。

ヘ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

ト 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、1回に限定し落札者がいないときは、入札を不調とする。

4. 入札保証金

免除する。

5. 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低価格提示者から3番目までの入札者を落札候補者とする。

(2) 上記(1)で、落札となるべき同価格の入札をした入札者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札候補者の順位を決めるものとする。

6. 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者の指定を受けた者（以下「落札候補者」という。）は、入札公告に示す書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格確認の結果落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

水道管理課出納管財係へ持参すること。

ロ 提出期限

入札執行者から入札参加確認書類の提出を求められた日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類が提出された日から起算して2日以内（休日等を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して3日以内（休日等を除く。）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を水道管理課出納管財係に提出すること。

(6) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める入札参加資格確認のため書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

7 入札の無効

- (1) 契約規程第16条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。
- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、登米市水道事業所の指示に従わなければならない。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。

9 その他

- (1) 入札参加者は、契約規程及び登米市建設工事競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げる入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。